

別紙1 参考様式

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
鮫川村	赤坂西野地区 (熊野、酒垂、荻ノ沢、見渡、塩倉、火打石、草牛、切払上、蕨平、本坂、西部、石ノ花、滝)	令和4年3月31日	新規

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	84ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	76ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	15ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	4ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	4ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	1ha
(備考)	

注1:③の「〇才以上」には、地域の実情に応じて、5~10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。

注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。

注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

赤坂西野地区では農地面積84haに対し、耕作農地38ha、保全管理農地22haと全体の7割以上の農地面積を管理している。70才以上の耕作者が管理する農地面積は15haと全体の約2割に広がるが、村内全体では一番割合面積が低い。他地区に比べ、農地の貸付希望が多く見られることや、後継者の育成や担い手が不足していることから、農地の集積を図り、後継者育成及び担い手の確保が課題となる。
--

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

赤坂西野地区の農地利用は、認定農業者が少ないとから、入作を希望する担い手への受入れを推進することにより対応していく。
--

注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農法	A社	水稻	3.52 ha	水稻	3.52 ha	滝
認農法	B社	受託、WCS	ha	受託、WCS	ha	全域
	C社	受託	ha	受託	ha	全域
認農	農家A	水稻	2.00 ha	水稻	2.00 ha	西部
認農	農家B	水稻	0.53 ha	水稻	0.53 ha	熊野
	農家C	水稻	1.00 ha	水稻	1.00 ha	熊野、酒垂、見渡
	農家D	水稻	1.32 ha	水稻	1.32 ha	荻ノ沢
	農家E	水稻、野菜	1.84 ha	水稻、野菜	1.84 ha	熊野、酒垂、見渡
	農家F	水稻	1.25 ha	水稻	1.25 ha	草牛
	農家G	水稻	0.95 ha	水稻	1.65 ha	熊野、切払上
	農家H	水稻	1.70 ha	水稻	2.00 ha	荻ノ沢、塩倉、西部
	農家I	水稻	0.80 ha	水稻	0.80 ha	塩倉
	農家J	水稻	0.58 ha	水稻	0.58 ha	塩倉
	農家K	水稻	4.41 ha	水稻	4.41 ha	酒垂
	農家L	水稻	1.02 ha	水稻	1.02 ha	滝
計	15人		20.92 ha		21.92 ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針

農地の貸付け等の意向 貸付け等の意向が確認された農地は、70筆、81,523m ² となっている。
農地中間管理機構の活用方針 将来の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は農地を機構に貸し付けていく。 中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて中心経営体への貸付けを進めていく。
村特産作物の導入方針 米、麦等の土地利用型作物以外に、村で振興している大豆及びエゴマの生産に取り組む。
鳥獣被害防止対策の取組方針 鳥獣害対策として侵入防止柵設置の補助を行っており、獣友会による駆除も引き続き取り組む。